

## 広島県広域緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、地震発生時に建築物の倒壊による広域緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、避難や救援救急活動、緊急物資の輸送等の機能を確保するため、広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修を取り組む者に補助金を交付する市町に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 広域緊急輸送道路 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）に定める広域的な災害支援に資する路線をいう。
- (2) 広域緊急輸送道路沿道建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「法」という。）第5条第3項第2号の規定に基づき県が耐震診断を義務付けた住宅及び建築物をいう。
- (3) 耐震診断 法第2条第1項に規定する耐震診断で、法第4条第2項第3号の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に沿って行うものをいう。
- (4) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
- (5) 耐震補強設計 耐震改修を実施するために必要な設計図書を作成することをいう。
- (6) 事業実施者 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却を実施する建物所有者等をいう。
- (7) 補助事業者 事業実施者に補助金を交付する市町をいう。
- (8) 特定行政庁 建築基準法（昭和25年法律201号）（以下「建築基準法」という。）第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。
- (9) 耐震診断判定書 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年広島県規則第48号）第4条第1項第1号に規定する耐震診断判定書をいう。
- (10) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (11) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (12) 建築物 住宅以外の建築物をいう。
- (13) 耐震診断資格者等 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号又は第2号に規定する者をいう。

### (補助金交付対象事業等)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助金交付対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 補助事業者が、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日 国住街第223号、国住市第156号国土交通省住宅局長通知）（以下「国補助金交付要綱」という。）第3第2項第三号ロにいう広域緊急輸送道路沿道の住宅及び建築物の耐震改修等、建替え又は除却（以下「耐震改修等」という。）に関する事業に基づく国の補助金を受け、事業実施者に対し補助を行う事業であること。
- (2) 耐震改修等の対象となる住宅及び建築物（以下「補助金交付対象建築物」という。）が、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 補助金交付対象建築物が、広域緊急輸送道路沿道建築物であって、国又は地方公共団体等が所有するもの（建築物の一部について、国又は地方公共団体等が区分所有するものを除く。）でないこと。
  - イ 補助金交付対象建築物が、法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物でないこと。
  - ウ 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
  - エ 耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判断されたものであること。
- (3) 耐震改修を行う場合にあつては、次のいずれにも該当するものであつて、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となること。
  - ア 耐震診断判定書の交付を受けた耐震補強設計に基づき行われたもの、又は耐震改修に伴い建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の建築確認を受ける必要がある場合には、確認済証の交付を受けたもの。（耐震改修工事を行う全ての部分を対象として確認済証の交付を受けたものに限り、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第3条各号に掲げる工事を行なうものは対象としない。）
  - イ 補助金交付対象建築物の基礎形式が、杭基礎である場合にあつては、現況の杭基礎の安全性について耐震診断資格者等による安全性の確認がされたものであること。
- (4) 建替えを行う場合にあつては、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けたものであること。
- (5) 県が交付する他の補助金等を受ける事業でないこと。

#### （補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、国補助金交付要綱第3第2項第三号ロに定める広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に要する費用の6分の1又は補助事業者が事業実施者に補助する額の22分の5のいずれか低い額以内とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### （補助金の交付申請）

第5条 事業実施者は補助金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて別に知事が定める日までに知事に申請しなければならない。

2 前項に掲げる関係書類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 年度別事業計画書（別紙1）
- (2) 交付申請額の算出方法及び事業費の配分（別紙2）
- (3) 交付申請額の算定内訳（別紙3）
- (4) 事業費財源表（別紙4）
- (5) 予算議決書（抜粋）（別紙5）
- (6) 耐震改修工事に係る耐震補強設計図書、建替え工事に係る実施設計図書又は除去工事に係る除去範囲を示した図書
- (7) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（別紙6）の写し
- (8) その他知事が必要と認めるもの

3 補助事業の実施が複数年にわたる場合には、前2項に準じて毎年度補助金交付申請書を作成しなければならない。

#### （交付決定の通知）

第6条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があった場合には、当該申請書等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、別記様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、当該事業計画に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

#### （補助金の交付条件）

第7条 交付規則第5条第1項の規定により付する条件は、別紙「交付の条件」のとおりとする。

2 知事は、前項の「交付の条件」の1の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書等の内容を審査し、内容又は補助金の額を変更して補助金を交付すべきものと認めたときは、変更交付決定を行い、別記様式第6号による補助金変更交付決定通知書を補助事業者に通知するものとする。

#### （申請の取下げ）

第8条 交付規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付規則第6条の通知書を受領した日から起算して15日以内とする。

#### （実績報告）

第9条 交付規則第12条の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第~~7-6~~号のとおりとし、その提出期限は、当該事業完了の日（廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月15日のいずれか早い日までとする。

2 交付の決定を受けた補助金の一部又は全部を、所定の手続きを経て翌会計年度に繰越した場合の補助事業年度終了実績報告書の様式は、別記様式第8号のとおりとし、その提出期限は、翌会計年度の4月20日までとする。

(額の確定)

第10条 交付規則第13条の規定による補助金の額の確定通知書は、別記様式第9号のとおりとする。

(補助金の返還)

第11条 交付規則第18条の規定による補助金返還命令書は、別記様式第10号のとおりとする。

(補助金の交付方法)

第12条 補助金は交付規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要と認めるときは、交付規則第16条第2項の規定により概算払いにより交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第11号によるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第13条 交付規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了した日から起算して、5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(財産処分の制限)

第14条 交付規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成20年12月22日付け国住総第67号）によるものとする。

(財産処分の協議)

第15条 前条の処分制限期間内に補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による承認申請書の様式は、知事が別に定める。

3 知事の承認を受けて第1項の財産を処分することにより収入があった場合には、知事はその全部又は一部を県に納付させることができる。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月9日から施行する。ただし、令和3年3月31日以前に第6条による交付決定の通知があったものは、平成29年4月1日から施行の要綱を適用する。

別 紙

## 交 付 の 条 件

- 1 補助事業の内容を変更する場合又は補助金の額に変更(軽微な変更を除く)を生じる場合は、別記様式第3号の申請書を知事に提出し、承認を受けること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに別記様式第4号の申請書を知事に提出し、承認を受けること。
- 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、別記様式第5号の報告書により、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 4 補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。